

広島県告示第七十七号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成十二年法律第五十七号。以下「法」という。）第七条第一項及び第九条第一項の規定によって、土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域を次のとおり指定する。

平成三十一年一月三十一日

広島県知事 湯 崎 英 彦

所在地	広島県神石郡神石高原町階見及び府中市上下町階見地内			
土砂災害警戒区域	区域の名称	土砂災害の発生原因となる自然現象の種類	矢多田川支川左（八四八八）	土石流
土砂災害特別警戒区域	区域の名称	土砂災害の発生原因となる自然現象の種類	矢多田川支川左（八四八八）	土石流
	区域の表示	次の図のとおり	矢多田川支川左（八四八八）	次の図のとおり

各区域について、「次の図」は、省略し、その図面を広島県土木建築局土砂法指定推進担当及び広島県東部建設事務所に備え置いて縦覧に供する。